

鳥取県DV被害者支援計画（改定案）についての パブリックコメント実施結果

鳥取県では、平成16年度に「鳥取県DV被害者支援計画」を策定しました。この計画期間の3年を経過すること、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を踏まえ、現状・課題を整理し、今後3年間の具体的な取組等を盛り込み、改定案作成し、パブリックコメントを実施しました。お寄せいただいた御意見を踏まえ、改定を行うこととしています。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間

平成19年11月20日～平成19年12月19日

(2) 周知・応募方法

周知方法：報道機関への資料提供、新聞広告、ホームページ、意見交換会の開催

応募方法：郵便、ファクシミリ、電子メール、県民室・県民局の意見募集箱への投函

(3) 応募件数

11件（8名）

2 主な意見の概要と対応状況

区分	意見の概要	対応方針
広報・啓発	啓発が他県と比べて遅れている。	テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報、講演会の実施等による普及啓発について盛り込んでいます。
	加害者がひるむような具体的な対処法を広報した方が効果的ではないか。	ご意見を踏まえ、 <u>加害者に向けての広報について明確に記載しました。</u>
	加害者電話相談の継続的な広報を実施して欲しい。	相談窓口のリーフレット、ホームページによる広報、加害者電話相談の実施について計画に記載しています。
研修	医療従事者は、DVへの認識が低いと二次的被害がありえる。医療従事者への講習会の開催を望む。	二次的被害の防止に重点を置いた医療従事者等、安全対策が必要な機関の継続的な研修実施について記載しています。 また、ご意見を踏まえ、 <u>医療機関に限らず二次的被害防止の特に必要な機関について、具体的に記載しました。</u>
	幼稚園、保育所向けの対応マニュアルがなければ作成して欲しい。	幼稚園用は作成済。今後保育所向けマニュアルを作成します。
対応・体制整備	「法的手段を取っていても警察は何もしてくれない。」との声を聞く。人権もあり難しいと思うが、もう一歩進んだ対応をお願いしたい。	DV被害者からの要請があれば、警備等も実施しており、その旨、計画に盛り込んでいます。
加害者更生	DV・虐待をしてしまう方への回復プログラム(MY TREEペアレンツプログラム)を導入して欲しい。	加害者更生(回復)プログラムについては、国レベルでの対応が必要と考えており、その旨計画に盛り込んでいます。国の研究結果等を踏まえ、検討していきます。
	「加害者更生プログラム」より「自助グループ」の方が効果がある。本県においても、加害者の自助グループを作る必要あり。	<u>加害者更生に当たり、「自助グループ」について検討するよう盛り込みました。</u>
	加害者には、暴力は犯罪であるという意識はないため、家庭内であっても傷害罪が適用されるべき。DV加害に対し、拘束するなど厳罰化が必要。	家庭内でも傷害罪は適用されます。 DV法上では、加害者の刑罰規定まで盛り込むことは困難であり、計画には記載しません。

下線は、意見を踏まえ見直しを行ったもの